

き皇族なる君姓の氏々は、天武朝廷十三年十一月戊申朔に、朝臣姓を給へる五十二氏の中に十
一氏みえたり、これよりも遠き皇族は、なほ公姓にて置れたるにや、姓氏錄の皇別に、公姓の氏人
三十六氏みえたり、この餘未定雜姓條に、公姓の氏人三氏ばかりもあり、おなじ皇族ながら、當時
にとほきちかきのけぢめより、このたがひめありしならん、こたびも舊例のまゝに、真人姓をし
も第一とは定めし也。

〔玄同放言三上〕姓名稱謂

真人トヒは、賓禮此云末登なり、まれひとを、まひとといふは辭の省けるなり、こは取賓興天子之義
以命之、この故に諸王皇親ならざるものには、この姓を賜ざりき。

〔氏族考上〕真人は麻比登と訓て、貴人の意にやあらん、神功紀の歌に、宇摩比等破なり者于摩譬
苦奴知野貴人共伊徒姑幡茂賤子者伊徒姑奴池チモリ天子者とある宇摩比等は摺紳君子良家など
の字を書紀によめるにて、貴人なる事知るべし、皇族は臣屬とは異にして、いと高貴なる故、真
人と云り、あるはさも聞ゆれど、猶貴人なるべく思はる、又賓の義にて、まれひさを、まひさを云
は、辭の省けるなり、取賓興天子之義以命之云るは、漢めきたり、説にて、信がたし、真人姓は、是より以前に君と云ひて、殊に近き皇族な
りし也。

朝臣

〔書言字考節用集十〕朝臣位署式

〔續日本紀三十二〕寶龜四年五月辛巳、其天下氏姓、青衣爲采女耳○耳一作身中爲紀、阿曾、美爲朝臣、足尼
爲宿禰、諸如此類、不必從古。

〔釋日本紀十五〕朝臣

私記曰、師說帝王相親之詞也、言我身爾隨添之臣也。

〔八雲御抄三下〕朝臣 あそ方に有へくりのあそなご云り、ほ